

## 相続と遺言 (遺産は火種となる)

酸い(すい)も甘いもかみわけた、ほんまもののプロ弁護士  
の私が、そこらへんの教科書には書かれていない  
本当に役立つ相続・遺言についてやさしく語ります！

### 1. 最初に目からウロコがおちる話をしましょう



「あなたは自分が死ぬときに、せっせとためた1億円の札束を枕元に置いて死んでいきたいですか？」

「1億円もない人でも、自分がけちけち、貯めてきた貯金をおろして、枕元にデンと積んで死んでいきたいですか？」

そうじゃあないでしょう。(原則的に) お金は、あなたが充実した人生・楽しい生活を送る為、生きているうちに有効に使う為にあるのです。

儉約・儉約で生きてきたあなたにはこの所がわかっておりません。

## 2、あなたが死んで残した金はどうなるか？

それは「遺産」となって相続の「火種」を作ります。  
火種です。 爆発する地雷です。



遺産はあればあるほど相続人の間で「骨肉相争う火種」となります。  
それがもとの親族の間で

「あんな兄貴とは思わなかった」

「あんな妹とは思わなかった」

「もう金輪際つきあいはしない」「法事にも行くもんか」

今、金持ちの家ではそういう現象があちこちで見られます。  
ウハウハするのは欲の深い相続人をクライアント（依頼者）にする  
弁護士だけです。他人の不幸は蜜の味ですから、周りの人は争いを  
喜んでうわさします。

## 3、明治時代の有名な偉人、後藤新平を知っていますか？



外務大臣、内務大臣、東京の市長などをやりました。

余談ですが、関東大震災の時、私の母校多治見高校の前身、**多治見高女**が義援金を東京に送った時、後藤新平が書いた【お礼の直筆】が後藤新平から来ました。現在多治見高校に残っています。

**大風呂敷**と言われた後藤新平はこういうことを言っています。  
死んでいく人間には上、中、下がある。

- ① 金をたくさん残して死ぬやつは下
- ② 仕事を残して死ぬやつは中
- ③ 人を育ててこれを残して死ぬ者が上である

「子孫のために美田を残さず」と言ったのは誰か知っていますか？  
西郷隆盛ですよ

### 3, 多くの遺産を残せば

- ① 相続争いの火種・地雷を作ります
- ② 怠け者を作ります
- ③ 自分の力がついたような勘違いをおこします。

あなたがせっせとけちけちと貯めた金は、

- ① まず生きているうちに自分たち夫婦の充実した生活に使う。生きているうちに子や孫の為に使うことです。



②子供がこれから先、独力で世の中を渡っていけるような力を付けさせる為に使います。

まあ、早い話が生きていく**資格**などをとらせる事です。

もう弁護士は増えすぎてダメですが、医師、看護師はじめ、会計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士……医療事務資格、調剤薬局事務資格、ファイナンシャルプランナー、保育士、宅地建物取引士、マイクロソフトオフィススペシャリスト、薬の登録販売者、簿記3級、ケアマネージャー、介護事務者、旅行業務取扱管理者……さがせば、なんでもあるでしょう。

③さらに3番目、それでも金のある人は世のため人の為に役立つように使うのがよろし（活動資金のない虎溪山森の家にも寄付して下さい）



④「金は天下の回り物」と言われています。「杜子春」ほどの使い方はどうかと思いますが、まあ、あれはあれでひとつの人生です。

……とまあここまでは教訓です。

4、しかしそれでも金の残る人に対して「相続・遺言」の実務の話です。

戦後に民法が改正されました。

戦前は、豊臣秀吉・家康の例を出すまでもなく、家の跡目を継ぐ者は1人でした。

それが戦後は、妻（配偶者）と子供が平等に相続できるようになりました。

例えば妻と2人の子がいて夫が死亡したとします。  
妻は半分の2分の1、子供は4分の1、4分の1と平等に相続します。

このなんでも平等に相続するという、法律が決めた相続制度（法定相続）は欧米諸国の真似をして、我が国に取り入れてしまったものです。

間違っておるとまでは言いませんが、「平等相続」は日本国の生活の実情にあっていません。（民法 <sup>で</sup> <sup>ちゅうこう</sup> い出て忠孝滅ぶ と言われたゆえんです。忠孝とは忠義と孝行です）

欧米諸国では、早くから子供は親と独立して生活しています。成人したら親に頼らない生活をするということが根本意識にあります。じじ・ばばと夫婦、孫、の3世帯が同居する生活は殆どありません。

だから欧米では、子供が3人いて、3人が平等に相続して何の文句も出ません。「遺言を書く」という事も殆どありません。

しかし日本ではたいがい、じじ・ばばの面倒は長男夫婦などが同居して死ぬまで見るわけです。韓国ではこの同居家族が35%以上、日本でも25%以上います。

近頃は平均寿命が上がり、昔は70歳近くで終わった命が、今や

90歳が当たり前です。親との同居生活、面倒見が何十年と続き、長男とその嫁の負担は並大抵のものではありません。



親の面倒を見る子供が犠牲となり、独立してよそで生活している子供のように好き勝手・・・「兄弟平等な生活」が送れません。

しかし、一旦親が死ぬと、これまで面倒を看ていなかった弟や嫁

にいった娘が「民法、相続法」の法律をかざして「平等に財産を相続する権利」があると主張してきます。

親の面倒を見て、長年いっしょに生活してきた者に、住んでいた「家屋敷」まで売り払って金に換え、平等割合で相続する権利があるとまで主張してきます。(弁護士はもうかるのでこれに加担します)

5, 皆さん、「権利」、「権利」、「請求する権利」があると云いますが……、  
もともと、【**権利**というもの】はですよ……、

◆『**契約**』によって、ある物を売ったから**対価**として「**売買代金請求権**」という権利が発生するというたぐいのものです。



◆「<sup>かしかり</sup>**金銭貸借契約**」では、金をいくらいくら貸したから返せという「**金銭返還請求権**」という権利が発生するものです。



◆自動車事故に遭って「**不法行為**」という違法な被害を受けたから「**損害賠償請求権**」という権利が発生するのです。

6, これに比べると【**相続権**】は、親が使わずに残してくれた遺

産があったから、これをちょうだいできるという、いってみると「棚からボタモチ」が落ちてきたという「タナボタ的」なものです。

民法でも「<sup>けんり</sup>権利」といわずこれを、(原則的に)「<sup>ぶん</sup>分」と言っています。

(法定相続分・代襲相続分など)

いいですか！

「法定相続・請求権」といわず「法定相続分」・・・「<sup>ぶん</sup>分」と控えめに言っているのですよ。

あとから説明しますが、「遺留分」というのも同じで「遺留権利の請求権」があるとはいいません。

7、だから特に親の面倒を看ていなかった弟や妹には、相続でいただけるものは「棚ボタ的権利」というものです。

ところが民法では、長年親の面倒を看た長男に(わずかに寄与分というものがありますが)特別余分な相続権が認められておりません。



長年苦勞してしゅうとの面倒を見てきた長男の妻(嫁)に至っては

「あなたは他人です。法律上相続権がないのだから余分なことは言わないで!」

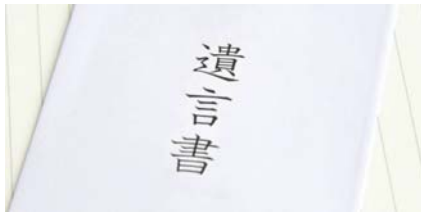
と言われます。

もっとも今年の相続法の改正で、長男の嫁など、相続人ではないが、亡くなった親への貢献をした人を保護するための「特別の寄与」

という制度が作られましたが、長男の嫁に**相続権**ができたわけではありません。

裁判官の裁量で、献身的に尽くした長男の嫁などになにがしか、みとめられる程度です。

8, 従って日本ではどうしても「**遺言制度**」を活用することが必要になってきます。



もともと、**遺産は全部親のもの**ですから、親は生きているうちに財産を全部使ってしまおうと妻・子供以外の誰か好きな女にこっそりくれてやろうと、競輪・競馬に使おうと自由です。



まだ生きている親に対して、子供が「**銀行の預金通帳を見せてくれ**」と要求する権利はありません（これは専門家でもあまり知りません）親が**養護施設**に入っている場合も同じです。死んではじめて相続人に預金通帳を見る権利が出てくるだけです。

だから親は生きているうちに遺言で  
「どこの土地を〇〇に相続させる」  
「どこの預金を〇〇に相続させる」  
ということが指定できるわけです。

これを遺言がない場合の「**法定相続分**」に対して遺言者による「**指**



定相続分』といます。

しかしもっとも面倒を看てくれた**長男の嫁**には相続権がありません（新設の寄与制度はあるものの）

## 9、 遺言で嫁に財産をやる為にはどうしたらよいか？

遺言では嫁に相続させると言わず「遺贈」と書きます。

「私が死んだときは嫁の〇〇には、〇〇の預金を遺贈する。  
〇〇の土地を遺贈する」と書きます。

嫁がよく面倒を看てくれたのであれば、（評判は芳しくありませんが高倉健さんのように）いっそ**養子（養女）**にして相続権を発生させるという手もあります。（相続人が1人増えたことで相続税も少し安くなります）

## 10、〈遺言の種類〉

遺言は自分の手で書いても有効です。これを<sup>じひつしょうしょゆいごん</sup>自筆証書遺言と言



います。守るべき注意点は4つあります

① 本文は全部自分で書くことです。代筆はダメです（オッカーや使用人が書いたんではだめです）

ワープロでは自筆といえず無効です。

→ **財産目録以外**は、全部自分で手書きをしなければいけません。

財産目録というのは、〇〇の土地、〇〇の株などあなたのすべての財産の一覧表です。

これを遺言の後ろにつけることがよくありますがこの「財産目録」は、法律の改正でワープロで作っても良いということになりました。それ以外は、全部自分で手書きをしないと遺言が無効となります。

- ② 〇年〇月〇日としっかり書くことです。  
思い立ったのが吉日（縁起の良い日）として、〇月吉日と書くのは、ペケです。
- ③ 名字と名前はしっかり書きます。
- ④ 必ずそばに印を押します。これは実印でなくても三文判・拇印でもよろしい。

そうして書いた遺言書はどこにあるかわかるようにしておきます。

相続人は遺言書を持って裁判所に持って行かなければなりません。裁判所は戸籍謄本を調べて相続人ら呼び出してみんなに見せます。これが「**検認**」という作業です。

**1 1,**   しかし遺言を自分1人で書いてしまっておくのは危険です。

先に述べた4つの要件が欠けていると法律的に無効になります。また、土地・建物の**相続登記**、銀行での**預金の引き出し**など、面倒な事が上手く出来ないことがあります。

自分に不利な事が書いてある遺言を見つけた者が遺言書を処分したりかくしてしまえば、日の目を見ることはありません。

遺言はやはり、日本国が作っている公証役場で「**公証人**」という役人に作ってもらう**公正証書遺言**がよろしい。



公証役場というのは日本に299カ所しかありません。  
岐阜県は、岐阜・大垣・多治見・高山・美濃加茂の5カ所です。  
公証役場では大抵1人か2人しか公証人はおりません。全国で540名くらいです。



国は司法試験を簡単にして弁護士の数をどんどん増やし「食えない弁護士」を作っています。

私が弁護士になったときは東濃管内で弁護士はたったの4名でした。  
今や28名、そのうちコンビニの数より増えるでしょう。

しかし、国は公証人の数はきちんと守って増やしません。公証人のなわばりと収入を守っています。

法務大臣が任命しますが公証人となれるのは、2分の1が裁判官、残りが検察官、法務局あがりです。

弁護士でもなれますが数名もいません。

公証人の収入は結構よろしい。年収2000万から3000万円は軽いものです。

残業はありませんし、役場に座っていて「見本例文」を参考にしながら「法律的文書」を作るだけです。仕事は弁護士、裁判官、検事よりはるかにラクです。

収入がよいので完全に裁判官・検察官には魅力ある「天下り先」となっていますが、「これはおかしい」とマスコミが取り上げたことはありません。(マスコミは事実を知らないのです)

10年ほど前、三重県名張市の【毒ブドー酒事件】で、名古屋高等裁判所において奥西死刑囚の再審（裁判のやり直し）を決定し、奥西の死刑執行停止まで出した（裁判所では数の少ない）**勇氣ある正義派の裁判官がいました**



毒ブドー酒・5名殺人事件  
(殺害現場での対応)

この人ですら再審決定を出した後に、公証人の声がかかるや、裁判官を途中で辞めて、退職金をがっばりもらい、公証人になってしまいました。このあとの再審決定は、検察官の異議申し立てで同じ名古屋高裁でひっくり返されてしまいました。

そのまま最高裁は再審を認めず、奥西は刑務所で死亡しました。

「永田町の回転寿司は1度しか回ってこない」という政治家の格言があります。（どういう意味かわかりますか？）

政治家も重要ポストにつく椅子は1度しかまわってこないということです。



永田町には国会議事堂、総理大臣官邸、衆参議院議長公邸があります。永田町ではチャンスは1度しか回ってきません。公証人も同じです。公証人になれるチャンスを期待する裁判官・検察官は多いのです。

今どき「役場」などと呼ぶのはめずらしいのですが、公証人がいる所を今でも「公証役場」といいます。こういうのが日本の**役人の感覚**です。

昔、昭和の頃、東京の銀座にある「公証役場」を探していた人が交番のおまわりさんに「公証役場はどこにありますか？」と聞きました。

そうしたところ「あなた、ここは東京の銀座ですよ。そんな田舎くさい役場なんて東京の銀座にはありません」と答えました。

おまわりさんは公証役場を知らなかったのです。

## 1 2. 〈公正証書遺言について〉

公正証書の遺言を作るにはまず弁護士事務所へ行って遺言の内容・資料などを持って行って検討してもらい、まず「遺言案」を作ってもらった方がいいでしょう。



土地・建物の特定、銀行預金の特定、株式など遺言の形式にあったものを作るのは難しいものです。

公証人は大抵、弁護士の作った遺言書の内容に沿って遺言書の作成を検討してくれます。

「公正証書をつくる」には、相続する予定者以外の人2名を証人として連れて行く必要があります。

弁護士には「**遺言証人**」の1人となってもらいます。

「**遺言の執行人**」にもなってもらいます。これが重要です。

遺言に必要なのは遺言を遺言書通り執行してくれる（実行してくれる）遺言執行人です。

（報酬、費用まであらかじめ決めて公正証書に書いておいて）頼んだ弁護士にこの遺言執行人になってもらうか、その人が年寄りなら、だれか信頼のおける「若い弁護士」を推薦してもらい遺言執行人として決めて記載してもらいます。

公証役場で作られた「公正証書の正本」によって直ちに（土地、家屋などの）**所有権移転登記**が出来ます。

「遺言執行者」は、銀行預金引き出しも、相続人全員の印鑑なしにすることができます。

この公正証書遺言には裁判所の「検認」はいりません。公証人の前では遺言したいことを大まかにしゃべるだけで、文章を書く必要はありません(文章はあらかじめ相談した弁護士が作ってくれていますから、こういう風ですと公証人に言えばよろしい)

尚、「遺言の公証人の費用」はそんなに高くはありません。遺産が1億円とすると大体いくらぐらいかかるとお思いますか？

4万3000円ですみます。

公証人の一件の費用は安いのですが東濃地方には一件しかありません。皆さんここへ集中するのですから儲かるわけで、非常に割のいい仕事です。

公正証書遺言について相談する弁護士費用は、特別複雑でなければ、大体10万円から20万円が相場でしょう。



### 1 3 〈遺留分というものについて〉

いかに公正証書遺言といえど、法定の相続人である配偶者、子、親の相続権を**全部ゼロ**にする事は、完全に有効にはできません。

配偶者、子供などは本来もらえる法律で決めた**法定相続分の半分**は「遺留分」として渡してくれ、もどしてくれという請求ができます。

これは相続で、自分に不利な相続の開始があったことを知ったと

きから**1年以内**に、遺留分権利を侵害している相手に対し、内容証明郵便などで取戻しを請求しておかないと時効で消滅します。

1年ですよ！

民法がこの遺留分を認めていることが、遺言があっても「**相続紛争の火種**」になっています。(遺言がなければ完全な火種です・地雷です)

勿論、体の弱りかけた満足にもものが言えない遺言者を説得して、無理矢理、公証役場に連れて行き、誠に**得手勝手な遺言書**が作られているときは、遺留分取戻しを主張されても仕方ありません。



公証人もいろいろです。「多治見に住んでいるから多治見でなくはいかん」ということはないので、名古屋の公証人でもいいのです。

年をとって「**認知症**」間近、はっきりしたことがしゃべれない親の遺言を、弁護士の作ったシナリオで、どうにか滑り込みセーフで公正証書遺言を作ってくれる公証人もいますが、「これはダメです」「無理ですねえ」と断る公証人もいます。

(まあ公証人といえど商売ですからね)

だからいい公証人を人脈で探すのも弁護士の仕事です。

あとから「**公正証書遺言無効の裁判**」が起こされ、遺言が無効とされた事例はよくあります。

みなさん「命のビザ発行」で有名な八百津出身の外交官、杉原千畝さんを知っているでしょう。ナチスの迫害におわれたユダヤ人6000名に対して外務書の反対を押し切り日本通過の亡命ビザを発行した有名な外交官です。八百津には「**人道の丘**」があります。



あの人の妻（94歳）の公正証書遺言に「遺産は長男の子供二人に全部相続させる」と書かれていましたが、東京地方裁判所で、四男の請求があつて、無効と認められました。

94歳の妻には遺言の時「意識障害」があつて、遺言は長男の妻達が作ったとみられるもので、無効と言われました。

（もっとも高裁ではひっくり返りました。妻が94才でも講演をしていた実績があつたからということです）

このように杉原千畝さんは立派でしたが、遺産があつたことが火種になり親族に骨肉の争い・裁判が生じました。

「人道、博愛の人」杉原千畝さんは、遺産があつた故に親族の骨肉争いを生じさせました。「人道」も遺産の前には火種を作るのです。どんな立派な人でも、苦労した人でも、遺産が多くあればあるほど行き先は火種となるのです。



#### 14、〈相続で重要なこと〉 生前の説明

遺言を書いたとしても、「遺留分」という財産取戻権があることで、相続に争いが起きます。

そこで重要なことは、相続内容をオープンにして、相続人を呼び寄せて相続分の内容を明らかに説明することです。

「だれだれには、これだけのものを相続させるが、俺の面倒を長年みてくれたから当たり前である」

「だれだれには昔ナニナニの面倒をみた」

「少ないだろうがナニナニをやる」

と問い聞かすことです。

「俺が死んだ後、裁判をするなど世間に見苦しいことはしてくれるなよ」

そうしておくことです。

文句のある者にはその場で言わせることです。

そして、その後に遺言書の写しに署名・押印をさせます。こういう書類は後日、裁判で争われると負けますが、みんながいる前でしゃべった親の意思に逆らって裁判を起こす者は希です。

世の中法律通りにはいかないことはよくあります。世の中の人法律で飯を食っている弁護士・裁判官とは違います。

手術の前に「なにがあっても文句は言いません」と病院が書かせる書類・承諾書と同じです。あんな承諾書は無効ですが書かされれば患者には結構効果はあります。

医療ミスで病院を訴える事件が減ります。



誰もが親が活着ているうちはよお文句を言いませんが、親が死ぬと途端に、豹変し、権利だ、権利だ、平等だ、法律だ、と言ってくる。

人間誰でも八方美人で、親は相続人の誰にも、いいことを言い、面と向かって子供達に【相続全体構想】については喋りたくないものですが、それが「相続の火種」を生みます。

(お父ちゃんは私に〇〇をやると言っていたというたぐいです)

15、<付言事項> が書けます

どうしてもよう言わん人は、遺言書には「付言事項」というものが書いてもらえます

ここで、なぜ自分はこのう遺言を残したのかの理由を細かく書いてもらうことです。

子供達みんなには大変世話になってありがたかった。

しかし、こうやって遺言を残したかったのは、特に長男とその嫁さんに長年世話になったから、それなりに報いたいからです。

これ以上本宅が先細って、親類、お寺、町内の付き合いも、やりにくくなっては困る。

二男以下の子供達には不満もあろうが・・・・、

「二男には〇〇〇のことをしてやった」

「長女には〇〇〇のことをしてやった」

「それではまんしてくれ」・・・あまり欲の深いことをいうな！

などと書いてもらうことです。

世間様を面白がらせるような「相続争いの裁判」などは決してしないよう、くれぐれも頼んでおく。

と、まあこんな具合に、もめ事になるべくおきないように、なんでも公正証書につけ加えてもらいます。

## 今回の相続法改正のおもだった点

弁護士 美和 勇夫

弁護士 吉村光太



- 1、 相続人以外（妻ら）にも、「特別の寄与」が認められました。



これまでも、亡くなった人に対して、看護など献身的に尽くしてきた相続人の相続分を増やすための「寄与分」という制度がありました。

しかし、この「寄与分」が認められていたのは、あくまで「相続人」だけでした。

長男の嫁が、いくら献身的に看護をしてきても、長男の嫁には、相続権はおろか、「寄与分」は、ありませんでした。

今回の相続法の改正で、「相続人」ではない「親族」（長男の嫁など）に、「寄与分」が認められることになりました。これが、「**特別の寄与の制度（民法1050条）**」です。

これには、いくつかの注意点があります。

- ① これまでにあった相続人の「寄与分」と共通しますが、長男の嫁が、献身的に看護などで尽くしても、裁判所は、簡単に「寄与分」を認めてくれません。

裁判所は、親族が、病院への付き添いや、日頃の世話をすることは当たり前という考え方をしています。

特別に、献身的に尽くしたことによって介護費用を支払わずに済んだとか、財産が増えたとか、そういう事情がない限り、なかなか裁判所は、「寄与分」があったと認めてくれないのです。

- ② 「特別の寄与」が認められるためには、無償で尽くさなければいけません。

尽くしたことについて、小遣いなどのお金をもらっていた場合には、「特別の寄与」は認められません。

## 2、 自筆で書く遺言は一部ワープロ記載でもよくなりました

これまで、公証役場に行かず、自分だけで作る遺言の方法である「自筆証書遺言」では、始めから終わりまで、全部自分で手書きをしなければ遺言として認められませんでした。

今回の相続法の改正で、この「自筆証書遺言」について、「**財産目録**」だけは、ワープロで作ってもよい、手書きをしなくてもよいということになりました。



相続財産目録					
<b>1 不動産</b>					
所在地・地番	種類	内容 延床面積	権利状況 所有権	備考	
東京都港区〇〇町〇番	宅地	200.00㎡	所有権	母の遺産	
東京都〇〇区〇〇町〇番	住宅	120.00㎡	所有権	母の遺産	
<b>2 預貯金(普通・定期・定額・積立等)・現金</b>					
種別	銀行・支店名	口座番号	金額・数量	権利状況 所有権	備考
普通	〇〇銀行	1234567	2,000,000円	遺産共有	母の遺産
定期	〇〇銀行	3456789	1,000,000円	〃	〃
現金			50,000円	〃	〃
<b>3 株式・投資信託</b>					
種別	証券会社	株式番号等	数量	権利状況 所有権	備考
株式	〇〇会社	〇〇株券	100株	〃	母の遺産
<b>4 負債</b>					
種別	支払ひや返済を要する債権の名称		種類	備考	
借金	〇〇会社		2,000,000円	母の遺産の借金	

作成年月日：平成〇〇年〇月〇日  
記入者氏名：〇〇〇

その代わりに、ワープロなどで作った「財産目録」には、全てのページに署名と判子をしなければいけません。紙の両面に印刷がしてある場合には、両面に、署名と判子が必要です。

### 3 預貯金の「仮払い制度」が出来ました。



今回の相続法改正の目玉の一つは、この「預貯金の仮払い制度」です。

これまでの扱いはどうだったかというと、亡くなった親に預貯金があったとしても、相続人全員のはんこがいるとか、裁判

所を通して調停、審判など面倒な手続をしなければ、預貯金を引き出すことはできませんでした。

残された妻・子供などの当面の生活費や葬式の費用など、すぐに必要となるお金を引き出すことも、すぐにはできませんでした。

今回の相続法の改正で、次のルールに従って、遺産分割の話し合いをしなくても、相続人が一人で、預貯金を引き出すことができるようになりました。

- ① 預貯金の金額の3分の1まで、
  - ② 法定相続分（妻なら2分の1）について
  - ③ 1つの金融機関について、150万円まで
- 相続人が一人で引き出すことができるようになりました。

#### 4、 配偶者の居住の保護がはかられました。

今回の相続法改正で、残された配偶者が、一緒に住んでいた家に住むため2つの権利が作られました。

『配偶者居住権』と『配偶者短期居住権』です。名前は似ていますが、内容は全然違います。

- (1) 『配偶者居住権』とは  
(夫名義又は夫婦二人の共有名義の) 家に住んでいた夫婦の片方(例えば夫)が亡くなった場合、妻が、その家に住み続けることができる権利です。

◆ 家の「所有権」とは違う権利です。  
住み続けることができる権利です。

夫が死んで相続により、家の「所有権」がもらえれば、当然住み続けることができます。

しかし、家の所有権をもらおうと、相続人が妻以外に子供などがある場合には、価値のある家を相続するので、他の財産・

遺産をもらえる分が少なくなります。

相続人間で相続がもめていると、家以外にめぼしい財産・遺産がないとすると・・・妻は家の所有権をもらう代わりに他の相続人に、(家一軒はもらいすぎだから) 帳尻をあわせるためお金(代償金)を払わねばなりません。

それができなければ、家を売ってそのお金を相続人でわけるとしかありません。

◆ 「配偶者居住権」は、所有権とは別の権利です。「配偶者居住権」をもらえば、家の「所有権」よりも価値は低く評価されるので、「所有権」を相続した場合よりも、他の預貯金などの財産・遺産をもらえる分が増えます。

「配偶者居住権」をもらった場合には、家の「所有権」は、誰か別の人がもらうこととなります。



#### <配偶者居住権の特徴>

- ① 「所有権」よりも金額は安いです(評価額が低い)。
- ② 長期間(原則、配偶者が亡くなるまで)権利が続いて住むことができます。
- ③ 家の家賃を払う必要はありません(借地の場合には、



地主に賃料を払う必要はあります)。

新しくできた「配偶者居住権」ですが、夫婦であれば、当然に発生するわけではありません。

### <配偶者居住権を取得するにはどうするか>

a 遺産の分割協議により「配偶者居住権」を取得しなければなりません。

遺産の分割協議によって取得する方法としては、「配偶者居住権」をもらえるように相続人全員で話し合う方法や、家庭裁判所に「配偶者居住権」を認めてもらう方法があります。

b 遺贈を受けないと

「配偶者居住権」は発生しません。

遺贈で取得するためには、

「妻に、配偶者居住権を遺贈する」

「家に妻(配偶者)を住み続けさせることを条件に、長男に家を相続させる」

などと、遺言書に書いてもらわないともらえません。

### <配偶者居住権の注意点>

- ① 家の名義が、夫だけか、夫と妻の二人の名義でなければなりません。
- ② 借地の場合には、地主に地代を払わなければなりません。払わないと、家の建っている土地から追い出されてしまうでしょう。
- ③ 自分で勝手に家を改築したり、壊したりできません。
- ④ 「配偶者居住権」を、他の人に売ったり、ゆずったりできません。

⑤ 配偶者が死亡すれば消滅してなくなります（配偶者居住権は、相続されません）。

#### < 『配偶者短期居住権』 >（民法1037条）

この権利は、上記の『配偶者居住権』と違い、遺産の分割や遺言での遺贈がなくても発生します。

なぜなら、『配偶者短期居住権』は、

- ・相続によって家の所有者が誰になるのか、
  - ・『配偶者居住権』をもらうことができるのか
- が決まるまでの、短期間だけ認められている居住権です。

これまでは、相続の話がつくまで、家に住み続けていたとき、家の使用料について、払わなければならない場合もありましたが、この『配偶者短期居住権』が新しくできたことによって、家賃を払う必要はなくなりました。

『配偶者短期居住権』を売ったり人に譲ったりすることは出来ません。